

子会社の発生事実

法 金融商品取引法
 施行令 金融商品取引法施行令
 取引規制府令 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

	重要事実	軽微基準
1	災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害（法 166 条 2 項 6 号イ）	損害額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 1 号）
2	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと、または当該訴えについての判決・裁判によらない完結（法 166 条 2 項 6 号ロ、施行令 29 条の 2 第 1 号）	<p>a) 訴えが提起された場合 訴額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 15%未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後ただちに訴えのとおりに認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 2 号イ）</p> <p>b) 判決・裁判によらない完結（判決等）の場合 上記 a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合または上記 a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、当該判決等により当該子会社の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 2 号ロ）</p>

	重要事実	軽微基準
3	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、または当該申立てについての裁判・裁判によらない完結（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 2 号）。	<p>a) 仮処分申立てがなされた場合 仮処分命令が当該申立て後ただちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 3 号イ）</p> <p>b) 裁判・裁判によらない完結（裁判等）の場合 裁判等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 3 号ロ）</p>
4	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 3 号）	法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 4 号）
5	債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続、再生手続、更生手続の申立て等（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 4 号）	なし
6	手形・小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る）または手形交換所による取引停止処分（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 5 号）	なし

	重要事実	軽微基準
7	孫会社に係る破産手続、再生手続、更生手続開始の申立て等（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 6 号）	なし
8	債務者または保証債務に係る主たる債務者について不渡り等が生じたことにより、当該債務者に対する債権または当該主たる債務者に対する求償権について債務不履行のおそれが生じたこと（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 7 号）	債務不履行のおそれのある額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 5 号）
9	主要取引先との取引の停止（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 8 号）	主要取引先との取引停止日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 6 号）
10	債権者による債務免除、第三者による債務引受け・弁済（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 9 号）	債務免除、債務の引受けまたは弁済の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における債務の総額の 10%未満であること（取引規制府令 53 条 1 項 7 号）
11	資源の発見（法 166 条 2 項 6 号口、施行令 29 条の 2 第 10 号）	発見された資源の採掘または採取を開始する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 53 条 1 項 8 号）